

令和2年度決算 財務書類 注記（一般会計等）

1 重要な会計方針

（1）有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、昭和59年度以前に取得、並びに無償で移管を受けた道路、河川及び水路の敷地について、原則として備忘価額1円で計上するものを、大阪市基準に基づき、取得原価や時価等を基準として公正に評価した額により計上しております。

（2）有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………年度末時点の市場価格に基づく時価法

（評価差額は純資産直入法により処理し、売却原価は個別法により算定）

イ 市場価格のないもの……………個別法による原価法

（実質価額が著しく下落した場合は、実質価額）

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの……………年度末時点の市場価格に基づく時価法

（評価差額は純資産直入法により処理し、売却原価は個別法により算定）

イ 市場価格のないもの……………個別法による原価法

（実質価額が著しく下落した場合は、実質価額）

（3）棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による低価法

（4）有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 14年 ～ 50年

工作物 7年 ～ 60年

自動車 3年 ～ 8年

機械器具類 2年 ～ 15年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

③ リース資産

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体(会計)に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しております。

② 徴収不能引当金

債権等(債権、未収金及びそれらで基金に属するもの)の徴収不能に備えるため、一般債権は徴収不能実績率によって、貸倒懸念債権及び破産更生債権等は個別に徴収可能性を検討し、徴収不能見込額を計上しております。

③ 退職手当引当金

職員の退職手当の支出に備えるため、会計年度末時点の全ての職員が自己都合退職した場合の退職手当支給見込額を計上しております。

④ 損失補償等引当金

債務保証契約又は損失補償契約に基づく債務の履行に係る損失に備えるため、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)に規定する将来負担比率の算定に含めた損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額を計上しております。

⑤ 賞与等引当金

職員の期末・勤勉手当(共済費を含む)の支出に備えるため、支給見込額に基づき当年度の負担相当額を計上しております。

(6) リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によります。

ただし、以下の場合には重要性が乏しいことから通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によります。

① 購入時に費用処理される資産(物品であれば100万円未満のもの)を対象としたリース取引

② リース期間が1年以内のリース取引

③ 所有権移転外ファイナンス・リースであって、リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下のリース取引

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

資金収支計算書における資金は、「歳計現金」及び「歳入歳出外現金」としております。

2 重要な会計方針の変更等

該当事項はありません。

3 重要な後発事象

該当事項はありません。

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。

団体名	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失補償債務等		総額
		損失補償等 引当金計上額	貸借対照表 未計上額	
(株)湊町開発センター	—	3,194百万円	—	3,194百万円
アジア太平洋トレードセンター(株)	—	15,840百万円	—	15,840百万円
大阪市街地開発(株)	—	259百万円	2,331百万円	2,590百万円
クリスタ長堀(株)	—	6,285百万円	—	6,285百万円
大阪信用保証協会	—	—	19,659百万円	19,659百万円
計	—	25,578百万円	21,990百万円	47,567百万円

この他、共同発行市場公募地方債に係る連帯債務13,587,083百万円があります。

(2) 係争中の訴訟等

係争中の訴訟等で、財政状況に影響を及ぼす金額の損害賠償等の請求を受けているものはありません。

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

母子父子寡婦福祉貸付資金会計

心身障害者扶養共済事業会計

公債費会計

② 一般会計等の対象範囲のうち、公債費会計については、普通会計の対象範囲には含まれません。

③ 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としております。

④ 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率 ー

連結実質赤字比率 ー

実質公債費比率 2.7%

将来負担比率 5.3%

⑥ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 77,408百万円

⑦ 繰越事業に係る将来の支出予定額 93,956百万円

(2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産の範囲及び金額は、次のとおりです。

ア 範囲

事業等の活用見込みがなく処分を検討することが適当と判断されるもの。正面相続税路線価に地積を乗じた額

イ 金額

土地 105,932百万円

② 減債基金に係る積立不足額 なし

③ 基金借入金(繰替運用)残高 なし

④ 地方交付税措置のある地方債のうち、後年度の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 1,353,105 百万円

⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模 864,931 百万円

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 101,010 百万円

将来負担額 3,077,811 百万円

充当可能基金額 897,658 百万円

特定財源見込額 786,137 百万円

地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 1,353,105 百万円

⑥ 地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額 4,787 百万円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分(不足分)の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しております。

② 余剰分(不足分)

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しております。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 142,430 百万円

② 既存の決算情報との関連性

	収入(歳入)	支出(歳出)
歳入歳出決算書(一般会計)	2,048,692百万円	2,020,792百万円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	707,593百万円	707,462百万円
内部取引の相殺等によるもの	▲330,002百万円	▲330,002百万円
繰越金に伴う差額	▲7,425百万円	0百万円
資金収支計算書(一般会計等)	2,418,858百万円	2,398,252百万円

地方自治法第233条第1項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計(母子父子寡婦福祉貸付資金会計、心身障害者扶養共済事業会計及び公債費会計)の分だけ相違します。

歳入歳出決算書では繰越金を収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	161,317 百万円
投資活動収入の国県等補助金収入	52,002 百万円
未収債権、未払債務等の増加(減少)	28,686 百万円
減価償却費	▲95,460 百万円
賞与等引当金の増減額	248 百万円
退職手当引当金の増減額	▲604 百万円
徴収不能引当金の増減額	278 百万円
損失補償等引当金の増減額	1,745 百万円
資産除売却損益	▲8,984 百万円
純資産変動計算書の本年度差額	139,228 百万円

④ 一時借入金

一時借入金はありません。

なお、一時借入金の限度額は次のとおりです。

一時借入金の限度額 169,000 百万円

⑤ 重要な非資金取引

重要な非資金取引は以下のとおりです。

新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額 3,422 百万円

(5) その他

①災害による損失について

災害復旧に関する費用(公共施設の復旧整備費用)を災害復旧事業費として、臨時損失に計上しております。

②道路、河川及び水路の敷地の取扱いについて

昭和59年度以前に取得、並びに無償で移管を受けた道路、河川及び水路の敷地について、原則として備忘価額1円で計上するものを、大阪市基準に基づき、取得原価や時価等を基準として公正に評価した額により計上しております。